

議 第 229 号

令和 3 年 9 月 1 日提出

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部改正について

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和 2 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「第 10 条の 2 の 2 第 4 項」を「第 10 条の 3 第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号）の施行による建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。